

【子 ども】 小学校1年生（別居時：3歳、離婚成立時：4歳）

【別 居 親】 同一市区町村に居住

【離 婚】 2020年3月成立（調停離婚）

【子と別居親の関わり】

- ・ だいたい毎週末夕飯を一緒に食べている
- ・ 月に1回程度、別居親宅に宿泊
- ・ 別居親方の祖父母宅を年に数回訪問
- ・ 学校行事への参加（去年は運動会に参加）

【相談や共有していること】

- ・ 特別支援学級を希望するかどうか
- ・ 予防接種について
- ・ 学校や放課後等デイサービス、日常の様子や変化、成長について
- ・ 写真やビデオ、子どもの絵や作品など

【面会交流に関する取決めについて】（調停調書抜粋）

申立人は、相手方に対し、相手方が第2項の未成年者と面会交流することを認める。その具体的な日時、場所、方法等については、子の福祉に慎重に配慮して、当事者間で事前に協議してこれを定める。

【別居親のコメント】

離婚時に親権者を定める際には、自分が親権者ではなくなることに寂しい気持ちもありました。しかし、これまで子どもと関わる上で、親権が問題になったことはなく、単独親権制度によって関わりが制限されるようなことはありません。親権と親子関係は別ものですし、子どもとの関係性は、親権によって決まるものではないと感じています。希望するように子どもと会えなかったり、関われなかったりするのには、親権の問題ではなく、話し合いや調停等の取決めにより解決することではないかと考えています。